

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都港区赤坂二丁目5番4号 赤坂室町ビル

氏名 株式会社東京クリアセンター

代表取締役 熊木 浩

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、下記のとおり許可します。

令和5年12月28日

足立区長の名において

東京二十三区清掃協議会

会長 吉住 健



記

1 取り扱う一般廃棄物の種類 普通ごみ

2 事業の区分 収集・運搬(保管・積替えを含む。)

3 運搬先 区長の指定する処理施設

株式会社 アルフォ (許可番号第1413号)

4 作業場所 足立区の区域内

5 許可期間 令和5年2月1日 から
令和7年1月31日 まで

6 許可の条件

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第11項の規定に基づき区が定める次の条件を遵守すること。

保管・積替施設については、以下のとおりとする。

- ・設置場所は、東京都足立区入谷七丁目12番22号とする。
 - ・施設は、区長の指定する処理施設へ搬入可能な日に使用しないこと。
 - ・施設の使用方法は、一般廃棄物を車両に積載した状態での積置きに限る。
- 株式会社アルフォに搬入する一般廃棄物は、食品廃棄物に限る。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に足立区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)。2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、足立区を被告として(訴訟において足立区を代表する者は足立区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。))。

本証明書写しは情報公開用の物であり、その他の目的による利用は禁じる。

株式会社東京クリアセンター